

「第十五 第二十六条の乗降口の扉の開放防止装置	第十一号第三改訂版
「十五の二 第二十九条の二の前照灯	第四十三号

改める。

第三号様在中
「第二十五条の二のオフセット前面衝突時の乗員保護装置

「第二十五条の二の制動装置

「第二十五条の三のオフセット前面衝突時の乗員保護装置

「第二十条号の前照灯洗浄器

「第二十九条の二の前照灯

8以上(ただし、ガラス製のレンズを備えたものにあつては5以上)

「第二十条号の前照灯洗浄器

改める。

(装置型式指定規則の一部を改正する省令の一部改正)

第四条 次に掲げる省令の規定中「車両並びにこれらに基いて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」を「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一した技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に改める。

一 装置型式指定規則の一部を改正する省令(平成十七年国土交通省令第七十二号)附則第二項
二 装置型式指定規則の一部を改正する省令(平成十八年国土交通省令第四号)附則第二項

附則
(施行期日)

一 この省令は、平成十九年六月二十九日から施行する。

(経過措置)

二 この省令による改正前の装置型式指定規則第五条の表第十五号下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一した技術上の要件の採択並びにこれらに基いて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定(以下「協定」といふ。)に附属する規則に基づいて行われた認定は、平成二十四年八月十一日まで、この省令による改正後の装置型式指定規則第五条の表第十五号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づいて行われた認定とみなす。

号

示

○国土交通省告示第八百五十四号

道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)第十一条第二項、第十二条第一項、第十八条第一項第一号及び同条第三項、第二十一条第一項、第三項及び第四項、第二十一条の三第一項から第三項まで、第二十一条の五第三項、第二十五条第四項、第三十二条第一項、第五項及び第八項から第十三項まで、第三十二条第三項、第三十四条第三項、第三十七条第二項及び第三項、第三十

七条の二第二項及び第三項、第三十七条の四第一項及び第三項、第三十八条の二第二項、第三十九条第一項及び第三項、第三十九条の二第二項及び第三項、第四十一条第二項及び第三項、第四十一条の三第三項、第四十一条の四第三項及び第四項、第四十一条、第五十条並びに第六十一条第一項及び第二項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成十四年国土交通省告示第六百十九号)の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十九年六月二十九日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

第十四 「分配制動機能」とは、1個の操作装置によりすべての車輪を制動する機能であり、かつ、複数の部分的制動装置(制動装置を構成する部品を部分的に組み合わせた装置であり、かつ、操作装置又は伝達装置(操作装置と制動力を発生する部品とを機能的に連結する装置をいう。以下同じ。)からの入力により独立に制動することのできるものをいう。から構成されており、1つの部分的制動装置で故障が発生したとしても他の部分的制動装置の作動を妨げない主制動装置の機能をいう。

第十五 「運動制動機能」とは、前号の分配制動機能ではなく、かつ、次のいずれかに該当する機能をいう。

イ 二輪自動車、二輪の原動機付自転車、第二十条第四項に掲げる側車付二輪自動車、車輪の配置が非対称である三輪の一種原動機付自転車であつて最高速度が50km/hを超え、及び車輪の配置が非対称である二輪の第二種原動機付自転車であつて、1個の操作装置により前車輪及び後車輪を制動する主制動装置の機能

ロ 第二十条第四項に掲げる側車付二輪自動車、三輪自動車及び車輪の配置が対称である三輪の原動機付自転車であつて、1個の操作装置によりすべての車輪を制動する主制動装置の機能

ハ 第二十条第四項の「二輪自動車及び側車付二輪自動車」を「二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車」に「別添13「二輪車の制動装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合する2系統以上の」を「協定規則第78号の技術的的必要条件(同規則第3改訂版の規則5.及び6.に限り。以下同じ。)に適合する」に改め、同条第一号の「閉し、」を「閉し、」に改め、同規則第94号改訂版の補足第3改訂版の技術的的必要条件(規則5.及び6.に限り。をいう。を「同規則改訂版の補足第4改訂版の規則5.及び6.に限り。」に改める。

ニ 第二十八号様在中「座席の前縁の高さにおける座席の前縁から、」を「座席の中央部から左右190mmの間(補助座席にあつては左右150mmの間とし、幼児用座席にあつては左右135mmの間とする。)における当該座席の前縁から、」に改め、同条第一号の「閉し、」を「閉し、」に改め、同規則第94号改訂版の補足第3改訂版の技術的的必要条件(規則5.及び6.に限り。をいう。を「同規則改訂版の補足第4改訂版の規則5.及び6.に限り。」に改める。

ホ スライド機構を有する運転者席等にあつては、間けきが最小となるように調整した状態。ただし、運転者席と並列な座席の前縁からその前方の隔壁等までの間けきに限り、当該座席とその後方座席との間けきが最小となるように調整した状態でもよいものとする。

ヘ 同条中「運転者席以外、」を「運転者席等以外、」に改め、同条中「スライド機構及びリクライニング機構等、」を「リクライニング機構、スライド機構等、」に改め、同条中「幼児用座席及び幼児用座席の」を「幼児用座席及び幼児用座席の」に改め、同条中「背もたれを、」を「背もたれを、」に改め、同条中「当該運転者席等の、」を「当該運転者席等の、」に改め、同条中「スライド機構及びリクライニング機構等、」を「スライド機構及びリクライニング機構等、」に改め、同条中「幼児用座席及び幼児用座席の」を「幼児用座席及び幼児用座席の」に改める。

ヘ 同条中「運転者席以外、」を「運転者席等以外、」に改め、同条中「スライド機構及びリクライニング機構等、」を「リクライニング機構、スライド機構等、」に改め、同条中「幼児用座席及び幼児用座席の」を「幼児用座席及び幼児用座席の」に改め、同条中「背もたれを、」を「背もたれを、」に改め、同条中「当該運転者席等の、」を「当該運転者席等の、」に改め、同条中「スライド機構及びリクライニング機構等、」を「スライド機構及びリクライニング機構等、」に改める。

ヘ 同条中「運転者席以外、」を「運転者席等以外、」に改め、同条中「スライド機構及びリクライニング機構等、」を「リクライニング機構、スライド機構等、」に改め、同条中「幼児用座席及び幼児用座席の」を「幼児用座席及び幼児用座席の」に改め、同条中「背もたれを、」を「背もたれを、」に改め、同条中「当該運転者席等の、」を「当該運転者席等の、」に改め、同条中「スライド機構及びリクライニング機構等、」を「スライド機構及びリクライニング機構等、」に改める。